

条番号	意見、修正点等 ※修正した方が良いと思われる点、追加（削除）した方が良いと思われる点など、お気づきになった点を具体的にご記入ください。	変更案 ※お気づきになった点に関し、対応案、変更案等がございましたらご記入ください。	事務局対応等
前文	・（仮称）みよし市こども基本条例（案）の上から7段目（「が」を削除）（①）と最後の段（「。」を付ける）（②） ①みよし市では、これまでも様々な施策を通じて、次代を担う<u>こどもが自身が</u>、 ②この条例を制定<u>します</u>	①みよし市では、これまでも様々な施策を通じて、次代を担う<u>こども自身が</u>、 ②この条例を制定<u>します。</u>	・<u>ご指摘のとおり修正します。</u>
第 2 条 (1)	(1)こども 1 8 歳未満のすべての人とこれらの人と同等に扱うことが適当な人をいいます。	こどもとは 18 歳になっていない者をいいます。※法務省と同じような言い回し。	・こどもの定義に関しましては、こども基本法では年齢を明記せず「心身の発達の過程にあるも者」、子ども・子育て支援法では「18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある者」、またこどもの権利条例では「1 8 歳未満のすべての者をいう」とされています。 ・本条例では、18歳以上であって実質的に親の保護を受けていることも多い高校 3 年生なども18歳未満のこどもと同等に扱うことが適当であると考えています。 ・<u>これらから、現行のままにしたいと考えます。</u>
第 2 条 (1)	・「こども 1 8 歳未満のすべての人とこれらの人と同等に扱うことが適当な人をいいます」の「適当な人」とは 【解説】を読めば「ちょうどいいあんぱいのひと」の意味で記載されているのだなと思いました。でも、一般的に「適当な人（いいかげんなひと）」は悪い意味で使用する言葉なので使わないほうがよいのではと思いました。	・同等に扱うことに該当する人 とかでどうでしょうか	・「適当」の本来の意味は、「ちょうどよく合うこと。ふさわしいこと。度合いがちょうどよいこと」などとされており、前後の脈絡から「いい加減な人」として理解されることはないと考えます。 ・他市の類似の条例においても「適当」の表現が用いられています。 ・これらから「<u>適当な人</u>」を「<u>適当と認められる人</u>」に改めたいと考えます。
第 2 条 (5)	(5)学び・育ちの施設 学校、保育所、幼稚園、認定こども園その他のこどもが学び、育つための施設をいいます。	その他の前に特別支援学校、障害者施設を加える。	・本条例における、学び・育ちの施設とは、学校教育法に定める幼稚園、小・中・高校、特別支援学校、専修学校、各種学校、就学前のこどもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定されている認定こども園、児童福祉法に規定されている保育所、児童養護施設、児童厚生施設、こどもルーム等のほか、民間が運営するものも含め、広くこどもが育ち、学ぶための場を提供する施設を考えています。 ・<u>これらから、本条については現行のままにしたいと考えます。</u>

第 3 条	全てのこどもが自分らしく将来に夢をもって生きられるよう、以下に掲げる権利をはじめとしたこどもの権利が尊重され、擁護されなければなりません。	→全てのこどもは可能性を秘めたかけがえない存在との認識の下、※夢がない子どももいる。	・本条の意図としては、夢を持たない子に夢を持つことを強制するのではなく、また、夢がない子を差別するものでもありません。 ・本条例の目指すところは、こどもが今以上に将来の夢＝未来への希望を持てるようにするまちづくりであると考えます。 ・<u>これらから、現行のままにしたいと考えます。</u>
第 5 条	2 こどもにとって成長の基盤は家庭であり、こどもが豊かな人間性と社会性を身に付けるための家庭環境をつくるものとします。	→全て不要 ※家庭のない子どももいる。	・教育基本法では「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」 ・また次世代育成推進法では「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。」とされております。 ・<u>本条例もこれらの趣旨を踏まえ、第 2 項は保護者の役割として必要なものと考えます。</u>
第 6 条	地域住民は、こどもの健やかな成長は、家庭だけではなく地域社会全体で支えるものと認識し、それぞれの立場でこどもの成長を見守り、こども・子育ての支援に関する様々な取り組みに協力するよう努めます。	→家庭だけではなく不要 ※家庭のない子どももいる。	・多くの地域社会の住民にとって、こどもの成長に関しては、家庭がすべきものという考えがややもすると刷り込まれているように感じられ、地域社会で子育て支援を支えていくためには、まずそこから改めていく必要があると考えます。 ・子育てについては、保護者が第 1 義的な責任を果たすものですが、地域社会が今よりもさらに一步踏み込む必要があると考えます。 ・<u>そのような意味で、現行のままとしたいと考えます。</u>

第 9 条	市は、こどもまんなか社会の実現に向け基本となる計画を策定し、こども・子育てへの支援が円滑に実施できるよう、次章に掲げる取り組みその他必要な取り組みを計画的に行います。	→市は子育て家庭へのこどもに寄り添った支援が円滑に実施できるように、必要な取り組みを計画的に執り行います。 ※子どもまんなか社会での条例文は曖昧すぎる。	・こどもまんなか社会とは、こども家庭庁によれば「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。」とされています。 ・本市が現在策定中の「（仮称）こども基本条例」においても、こどもまんなか社会の理念を踏まえたものとなっています。 ・<u>これらから、第 1 項については現行のままにし、新たに第 2 項を設けたいと考えます。</u> ・<u>2 市は子育て中の保護者を支援するため、特別な支援や配慮、社会的養育を必要とするこどもへの施策、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談や情報提供など、多面的な支援に努めるものとします。</u>
第 10 条	市は、保護者、地域住民、事業者及び学び・育ちの施設の連携・協力を促し、それぞれの役割を果たすことができる体制の構築に努めます。	→2 子育てに不安や悩みを抱える者を支援するため、特別支援や社会的養育を必要とするこどもへの施策を、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な取組等、多面的な支援に努めるものとする。 ※文章事態に具体性がなく、もう少し突き詰めた内容にした方が良いと思う。 ※特別支援、障害者、グレーゾーンの子ども達等に対する内容が記載されていないので、どこかに追加をしてほしい。	・<u>ご意見に基づき、第 9 条に新たに第 2 項として追加したいと考えます。</u> ・<u>特別支援、障がい者、グレーゾーンの子ども等に対する内容に関しては、別途、第 1 6 条に追加したいと考えます。</u>
第 20 条	3 擁護委員は、人格が優れ、こどもの権利について見識のある者のうちから市長が委嘱します。	→人格が優れは不要 ※差別的である。何を思って人格が優れているのか説明の記述がない。 有識者、学識経験者等、具体的に必要である。有識者以外にも公募での必要性もある。	・「人格が優れ」の表現は、曖昧さが否めませんが、その職務から擁護委員に必要な要件と考えます。 ・他市の類似の条例においても同様の表現が用いられています。 ・委嘱に当たっては、広く、人権、福祉、教育等の分野で識見を有する人物から権利擁護委員にふさわしい人を選任したいと考えていますが、委員の公募はその職務内容から適当ではないと考えます。 ・<u>これらから、現行のままにしたいと考えます。</u>

第 24 条	市長が規則で定めます。	→規則は不要 →市長が定めます	・本条例とあわせて、(仮称)みよし市こども基本条例施行規則を整備する予定です。 ・法規担当とも協議をし、本市の他の条例の表現と同様、条例に基づく規則整備等を行う場合は、規則で定めることを条例文に明示したいと考えています。 ・<u>これらから、現行のままにしたいと考えます。</u>
－	子ども基本条例の中で、学校の先生の残業、仕事量の把握など考えることはあるのでしょうか？ 理由： 以前、小学校へ行った時、女性教師が、1人の子供に向かって、みんなの前でキレていました。 大人の私でさえ、怯えたほどです。学校は安全ではないと思いました。授業参観ではみられないような雰囲気でした。 先生も精神的負担があったとは思いますが、 普段の学校を見に行くなど子ども権利擁護委員会に盛り込むことは可能でしょうか？		・本条例ではこどもの権利とこども・子育て支援を目的としたもので、教員の働き方改革等については対象と考えてはいません。 ・こどもの権利擁護委員の個々の視察や活動につきましては、委員会の運営の中で検討したいと考えます。 ・<u>これらから、現行のままにしたいと考えます。</u>
－	条例、計画案につきまして、内容を理解するには私の経験も知識も足りず意見を申し上げるにはお恥ずかしい限りでございます。ただ、私なりに感じたことは、最上位計画である国が出しているものに基づいて、みよし市こども基本条例を作成しているのはわかりますが、簡略化しそれらしい単語を抜粋しているだけのように感じました。みよし市独自の施策や計画は見受けられませんでした。内容を見落としているのであれば大変失礼な事ですが、抜粋しただけの条例を作ることに意味があるのか疑問です。		・本条例はいわゆる理念条例に該当するものと考えています。理念条例は行政の基本的な考え方、姿勢や枠組みを提示したもので、具体的なルールや数字を定めたものではありません。 ・昨今のこどもを取り巻く環境の変化、国の方向性なども踏まえ、過不足なく条例に盛り込むべきと考えています。 ・本条例の趣旨に基づき今後各施策を実施していくことが肝要と考えます。 ・<u>これらから、現行のままにしたいと考えます。</u>